

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	静岡市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shizuoka.jp/000_006500.html">http://www.city.shizuoka.jp/000_006500.html</a>

執行機関名 静岡市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号)による交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第3条第3号 静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号)による交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、交通事故等による災害により生計を維持する者が死亡した遺児及び父母の死亡した遺児その他これらに準ずる状況にある遺児について、交通遺児等福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの遺児の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号) 静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則(平成15年静岡市規則第112号)